

第22回大牟田市農業委員会総会 議事録

1. 開催日時 平成31年4月10日(水) 午前9時30分から午前11時10分まで

2. 開催場所 大牟田市役所 北別館4階 第3委員会室

3. 出席委員(9名)

会 長	古賀 正廣
2番委員	中島 元彦
3番委員	大佐古 初江
4番委員	馬場 幸男
5番委員	内野 和幸
6番委員	鳥越 孝広
7番委員	石橋 祐一
8番委員	大坪 麻以佳
9番委員	藤原 優子

4. 欠席委員(0名)

5. 議事日程

審議事項

議案第1号	農地法第3条の規定による許可申請について
議案第2号	農地法第5条の規定による許可申請について
議案第3号	経営基盤強化促進法の規定による許可申請について

報告事項

報告第1号	農地法第5条第1項第6号の規定による届出について
報告第2号	農地法18条の規定による許可申請について
報告第3号	非農地証明について

6. 農業委員会事務局職員

事務局長	堺 三千也
主 査	野田 稔雄
職 員	前田 由紀子
職 員	佐田 伸一

議長 それでは、定足数を満たしておりますので、ただいまより第22回農業委員会総会を開催いたします。

 大牟田市農業委員会会議規則第13条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんでしょうか。

農業委員 はい。

議長 それでは、2番委員、3番委員をお願いいたします。

両委員 はい。

議長 なお、本日の会議書記には、事務局の主査を指名したいと思いますので、よろしく申し上げます。

事務局 はい。

議長 では、早速、議事に入ります。

● 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議長 議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請につきましては、1件の申請がございます。なお、この案件は5番委員に関するものでございますので、農業委員会法第31条により議事参加ができないと規定されていることから、退室をお願いいたします。

 — 5番委員退室 —

 それでは、事務局より説明をお願いします。

事務局 はい。(議案第1号の読み上げ)

 いずれも3条調書の各項目には該当せず、許可基準を満たしており問題ないと思われま。なお、当地については、市街化区域であることから経営移譲年金を見据えての土地整理と聞いているところです。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長 ただいま、説明がありました案件について、地区担当委員のご意見を伺いたいと思います。この案件は5番委員の担当ですが今回は9番委員に意見をお願いします。

9番委員 この件は、息子さんは就農して5年経過し今回規模拡大をされるということなので問題ないと思います。

議長 ありがとうございます。それでは審議に入ります。
この案件に対し、皆さんからご質問、ご意見はございませんか。

4 番委員 農業者年金についてですが、過去に制度変更がっておりますが、全部を譲ると貰える年金なのですか。

事務局 旧制度の農業者年金には、上乘せされる経営移譲年金制度があります。経営移譲手続の終えた1年前が基準日とされており、この基準日時点の農地を整理することが条件とされているもので、これを満たすと上乘せで支給される年金です。

議長 基準日前に貸し出した農地は対象にならないということによいですか。

事務局 はい。基準日に耕作している農地をゼロにさせていただくことです。

議長 他にないようですので質疑を終わり、採決に入ります。
1 番案件について、承認される方の挙手をお願いします。
(全員賛成)

議長 ありがとうございます。1 番案件については、全員賛成で許可することにいたします。5 番委員の入室をお願いします。

— 5 番委員入室 —

1 番案件については、許可されましたので報告いたします。
続きまして、議案第 2 号に移ります。

● 議案第 2 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について

議長 議案第 2 号 農地法 5 条の許可申請について、1 件の申請がっております。県許可案件ですので、農業委員会の意見を付し県に送付するものでございます。それでは、事務局の説明をお願いします。

事務局 はい。(資料の読み上げ)
なお、この許可案件につきましては、開発行為手続が必要との指導により、開発行為申請書の提出がっており、それぞれの法に基づく意見、指導がなされているところで、農地法との同時での県許可案件です。ご審議をお願いいたします。

議長 事務局から説明がありましたが、担当委員のご意見を5番委員お願いします。

5番委員 推進委員と現地調査を行いました。周りは集落内の宅地に囲まれており、東に農地がありますが申請人の農地ということで隣接地トラブルも考えられないため許可していいと考えます。

議長 今回の土地は市街化調整区域ですが、分家住宅だけの縛りはなかったでしょうか。

事務局 農地転用については、土地の問題であって建物の問題とは異なります。転用許可については立地、いわゆる農地の広がり的问题となり、今回の場合は2種農地内であって集落接続に該当すると思われる案件であり、このことは県とも協議し確認済みです。

一方、建物については建築指導課が対応しますが、この度の建築申請人では分家住宅に該当しないため、開発許可申請が必要との指導があったおりました。通常、費用と時間が掛かり避けられることが多いですが、今回は、指導に従い、開発許可申請書提出があっていると聞いております。

議長 みなさんから質問、ご意見はございませんか。
ないようですので、質疑を終わり採決に入ります。
議案2号については、許可相当することに賛成の方の挙手を求めます。
(全員賛成)

議長 全員賛成で2号議案は、許可相当との意見で県に報告することとします。
続きまして、議案第3号に移ります。

● 議案第3号 経営基盤強化促進法の規定による許可申請について

議長 議案第3号、大牟田市農用地利用集積計画の決定については、12件の申請があっております。それでは、事務局の説明をお願いします。

事務局 はい。(議案第3号3番を除いて読み上げ)
いずれも農業経営基盤強化促進法第18条第3項にある利用権設定等の各要件を満たしております。ご審議のほど、お願いいたします。

議長 　　ただいま、事務局から議案第3号の説明がありました。5番委員に関係する3番を除いた件について、これより審議に入ります。

この案件に対しまして、皆さんからご質問、ご意見はございませんか。
(質疑なし)

議長 　　質問がないようですので採決に入ります。議案第3号につきましては、3番を除き一括で採決したいと思います。議案第3号のうち3番を除いた1番から12番案件について、許可することに賛成される方の挙手をお願いします。
(全員賛成)

議長 　　ありがとうございました。全員賛成で許可といたします。
3番案件は、5番委員に関係するものでございますので退室をお願いします。

— 5番委員退室 —

3番案件の説明をお願いします。

事務局 　　はい。(資料の読み上げ)
ご審議のほど、お願いいたします。

議長 　　ただいま、事務局から議案第3号第3番案件の説明がありました。この案件に対しまして、皆さんからご質問、ご意見はございませんか。

6番委員 　　今回の総会で同時に、3条貸借申請で農地を減らし、利用権設定では拡大とされていることで気になります。

事務局 　　3条申請地は、市街化区域にあるため経営移譲年金を見据え、受給申請するかどうかは未定だが、準備しておきたいとの考えから申請と聞いております。

そして、本件の利用権申請は、市街化調整区域であります。近隣を耕作していることから、この度の申請と聞いているところです。

議長 　　それぞれで考えての申請のようです。

4番委員 　　受給することを決めての申請ではないですし、案件でみても貸し借りがおかしいと言える内容ではないと思います。

2番委員 　　この案件だけ見た場合、貸借は問題ないと思います。もし、おかしいとするならば、受付時点等でも指導等をすべきと言う事にもなると思います。

議長 　　委員会でそこまで決めてしまうことは、個人の考えを制約することと受け取ら兼ねないですし、出来ないと思います。

7 番委員 利用権申請の内容で判断として良いと思います。

議長 法に抵触するような事項は見当たりませんね。

4 番委員 提案事項に問題はないと思います。

議長 他に皆さんご意見はありませんか。
(意見者なし)

議長 ないようですので質疑を終わり、採決に入ります。
3 番案件について、許可することに賛成される方の挙手をお願いします。
(全員賛成)

議長 ありがとうございます。3 番案件については、全員賛成で許可することにいたします。5 番委員の入室をお願いします。

— 5 番委員入室 —

5 番委員、3 番案件については、許可されましたので報告いたします。

議長 それでは審議事項が終わりましたので、報告事項に移ります。

報告第 1 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出について

議長 事務局より、報告第 1 号の説明をお願いします。

事務局 はい。(報告第 1 号の読み上げ)

議長 ただいま事務局より説明がありました。まず、報告第 1 号につきまして、ご質問、ご意見はありませんか。
(質疑なし)

議長 質問がないようですので、報告第 1 号を終ります。
続きまして、

報告第 2 号 農地法 18 条の規定による許可申請について

議長 報告第 2 号についての説明をお願いします。

事務局 はい。(報告第2号の読み上げ)

議長 報告第2号につきまして、ご質問、ご意見はありませんか。
(質疑なし)

議長 質問がないようですので、報告第2号を終わります。
続きまして、

報告第3号 非農地証明について

議長 報告第3号について、説明をお願いします。

事務局 はい。(報告第3号の読み上げ)

議長 ただいま事務局より説明がありました。報告第3号につきまして、ご質問、ご意見はありませんか。
(質疑なし)

議長 質問がないようですので、報告第3号を終わります。
以上をもちまして、第22回農業委員会総会を終了いたします。

—閉会—

以上